

届出について

法人・個人を問わず、ペットフードの輸入又は製造を行う事業者は、その事業の開始前に届出が必要となります。

届出書は、主たる事務所(本社等)が所在する県にある地方農政局の安全管理課又は地域センターの消費・安全グループに提出して下さい。

立入検査等の実施について

帳簿の備え付け状況や輸入・製造されたペットフードが基準・規格に適合しているか、適切な表示が行われているかなどを確認するため、国及び(独)農林水産消費安全技術センター(FAMIC)により、輸入業者、製造業者、販売業者等に対して立入検査等を行います。



届出書の提出及び問い合わせ先

県名	事務所等名	住 所	電 話	FAX
鳥取県	鳥取地域センター	鳥取市富安2-89-4 鳥取第一地方合同庁舎	0857-22-3131	0857-24-6775
島根県	松江地域センター	松江市東朝日町192	0852-24-7311	0852-24-7395
岡山県	中国四国農政局	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086-227-4302	086-224-4530
広島県	広島地域センター	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-228-9629	082-228-5827
広島県	福山地域センター	福山市千田町2-5-30	084-955-8642	084-955-8637
山口県	山口地域センター	山口市惣太夫町3-8	083-922-7926	083-928-0736
徳島県	徳島地域センター	徳島市中昭和町2-32	088-622-6136	088-655-9136
香川県	香川地域センター	高松市天神前3-5	087-831-0827	087-831-8171
愛媛県	愛媛地域センター	松山市宮田町188番地 松山地方合同庁舎	089-932-1379	089-932-1873
高知県	高知地域センター	高知市本町4-3-41 高知地方合同庁舎	088-875-2155	088-872-7547

下記ホームページに法律や届出様式、Q&A、マニュアル等を掲載していますのでご利用下さい。

- ◇農林水産省：<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/index.html>
- ◇環境省：<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/pickup/petfood.html>
- ◇(独)農林水産消費安全技術センター：<http://www.famic.go.jp/ffis/pet/index.html>

ペットフード事業者の 皆様へ

平成21年6月1日より**愛がん動物用飼料の安全性確保に関する法律**
(ペットフード安全法)が施行されました。



農林水産省
中国四国農政局

ペットフードを製造・輸入・販売する方は届出、帳簿の備え付けが必要です!!

届出が必要な方

(1) 販売用ペットフードの製造業者

① 届出を要する業者

- a 原材料を自ら購入して加工を行い、販売用に包装を行う業者
- b 他の業者が製造したペットフードの粒などを混合して、販売用に包装を行う業者
- c 他の業者から委託を受けて、製造を行う業者(OEM製品の製造受託等)
- d 人用の食品(煮干、ポーロなど)を容器に入れて、販売用ペットフードとして製造する業者
- e 製造・輸入された販売用ペットフードを開封し、小容量製品など他の種類の販売用ペットフードとするための一連の包装作業を行う業者

② 届出を要しない業者

- a 国外でのみ製造する業者
- b 原材料の生産のみを行う業者
- c 自らは製造を行わず、他の業者に委託して、製造を行わせる業者(OEM製品の製造委託等)
- d ラベル貼付け、容器包装の補修・補強、セット組みなど流通加工のみを行う業者

(2) 販売用ペットフードの輸入業者

① 届出を要する業者

- a 日本国内で販売するために、海外の自社工場で製造されたペットフードを輸入する業者(=貨物の輸入者となる業者)
- b 海外で製造又は販売されている販売用ペットフードを輸入する業者(当該業者が販売業者であっても、当該貨物の輸入者となる場合を含む)

② 届出を要しない業者

- a 原材料のみを輸入して、国内で製造を行う業者(販売用ペットフードを製造する場合は、製造業者の届出は必要)
- b いわゆる乙仲等の輸入通関業のみを行う業者
- c 輸入者の委託を受けて、輸入された販売用ペットフードを取り扱う運送業・倉庫業のみを行う業者
- d 販売者の委託を受けて海外で製造又は販売されている販売用ペットフードの輸入を代行する業者(輸入商社など)で、通関に際し貨物の輸入者とならない業者

犬・猫用の
ペット
フードが
対象です

帳簿の備え付けが必要な方

① 製造業者又は輸入業者が販売用ペットフードを製造又は輸入した場合

② 製造業者、輸入業者又は販売業者が販売用ペットフードを製造業者、輸入業者又は販売業者に譲り渡した場合

- ・ 製品の輸送等を行う運送業者・倉庫業者や、代金の弁済等を行う商社等の中間業者への引渡しや、中間業者間の引渡しは「譲渡し」に含まれません。
- ・ 販売業者間で卸売する場合(問屋間の卸売など)、ホームセンター・スーパー等の小売業者に譲り渡す場合でも、帳簿の記載は必要ですが、小売の場合(=消費者に直接譲り渡す場合)には、帳簿の記載は義務化されてはいません。
- ・ さらに、ペットフードの原材料の販売や、包装業者に包装を委託するために中身を引き渡す場合は、「譲渡し」には該当しません。

記載事項

(1) ペットフードを製造した場合(製造業者のみ)

- ① 製造したペットフードの名称・数量・製造年月日
- ② 原材料の名称及び数量、(仕入れ年月日、仕入れ先の氏名又は名称)
※括弧内については、原材料が他の業者から仕入れたものである場合。

(2) ペットフードを輸入した場合(輸入業者のみ)

- ① 輸入したペットフードの名称・数量・輸入年月日・荷姿
- ② ペットフードの輸入先国名・輸入の相手方の氏名又は名称
- ③ 輸入したペットフードが製造された国名・製造業者の氏名又は名称・原材料の名称

(3) ペットフードを製造業者、輸入業者又は販売業者に譲り渡した場合(全ての業者)

- ① 譲り渡したペットフードの名称・数量
- ② 譲渡しの相手方の氏名又は名称・譲渡しの年月日・荷姿

帳簿は、ノートに記載、あるいはコンピューターで記録し、2年間は保存して下さい。
なお、納品伝票、販売伝票、受領書等に必要な記載事項が備えられている場合は、それらの書類を保存することで、帳簿の記載に代えることができます。

届出様式

愛がん動物用飼料〔製造〕業者届
〔輸入〕

平成 年 月 日

農林水産大臣 殿
環境大臣 殿

住所
氏名 印

下記のとおり愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第9条第1項(第2項)の規定により届け出ます。
記

- 1 氏名及び住所(法人あつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 2 製造業者にあつては、ペットフードを製造する事業場の名称及び所在地
- 3 販売業務を行う事業場及びペットフードを保管する施設の所在地
- 4 製造又は輸入に係るペットフードが使用されるペットの種類
- 5 ペットフードの製造または輸入の開始年月日
- 6 輸出用として製造または輸入するペットフードについては、その旨

